



金 沢 市 公 報

号外第2号の2

平成29年(2017年)3月3日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		
○金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	1	
●告 示		
○平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部改正について (福祉総務課)	2	○平成22年告示第121号(金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規定に基づく照明環境形成地域の指定及び当該地域ごとの照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び当該区域ごとの夜間景観形成基準について)の一部改正について (") 2
○平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部改正について (食肉衛生検査所)	2	○平成25年告示第101号(風致地区の種別ごとの区域を定めたことについて)の一部改正について (") 3
○平成8年告示第66号(道路のうち屋外広告物等の表示等を禁止する区間の指定について)の一部改正について (景観政策課)	2	○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)
○平成8年告示第67号(道路及び鉄道等に接続する地域のうち屋外広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について (")	2	●教育委員会告示
○平成12年告示第73号(斜面緑地保全区域及び斜面緑地保全基準を定めることについて)の一部改正について (")	2	○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課)
		●選挙管理委員会告示
		○昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市選挙投票区)の一部改正について (選挙管理委員会)
		●公営企業管理規程
		○金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)

規 則

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月3日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第2号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1金沢市第一消防団の表十一屋分団の項中「野田町」を「野田町 野田1丁目 野田2丁目 野田3丁目 野田4丁目」に改め、「井」を削り、同金沢市第一消防団の表崎浦分団の項中「井」を削る。

附 則

この規則は、平成29年3月4日から施行する。

告 示

●金沢市告示第67号

平成8年告示第54号（民生委員協議会を組織する区域について）の一部を次のように改正し、平成29年3月4日から効力を有するものとします。

平成29年3月3日

金沢市長 山 野 之 義

表長坂台地区の項中「野田町」の次に「、野田1丁目、野田2丁目、野田3丁目、野田4丁目」を加える。

●金沢市告示第68号

平成13年告示第59号（金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について）の一部を次のように改正し、平成29年3月4日から効力を有するものとします。

平成29年3月3日

金沢市長 山 野 之 義

指定区域中「野田町」を「野田町 野田1丁目 野田2丁目 野田3丁目 野田4丁目」に改める。

●金沢市告示第69号

平成8年告示第66号（道路のうち屋外広告物等の表示等を禁止する区間の指定について）の一部を次のように改正し、平成29年3月4日から効力を有するものとします。

平成29年3月3日

金沢市長 山 野 之 義

表中「野田町チ154番1先」を「野田町チ153番1先」に、「田上町地114番3地先」を「田上の里1丁目1番先」に、「田上本町土地区画整理事業地内22街区24番先」を「田上本町3丁目123番3先」に改める。

●金沢市告示第70号

平成8年告示第67号（道路及び鉄道等に接続する地域のうち屋外広告物等の表示等を禁止する地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成29年3月4日から効力を有するものとします。

平成29年3月3日

金沢市長 山 野 之 義

表中「野田町チ154番1先」を「野田町チ153番3先」に、「田上町地114番3地先」を「田上の里1丁目1番先」に、「田上本町土地区画整理事業地内22街区24番先」を「田上本町3丁目123番3先」に改める。

●金沢市告示第71号

平成12年告示第73号（斜面緑地保全区域及び斜面緑地保全基準を定めることについて）の一部を次のように改正し、平成29年3月4日から効力を有するものとします。

平成29年3月3日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表1の項中「田上本町」を「田上本町3丁目」に改め、同表5の項中「西大桑町」の次に「、野田1丁目、野田2丁目」を加え、同表6の項中「長坂町」の次に「、野田1丁目、野田3丁目、野田4丁目」を加える。

●金沢市告示第72号

平成22年告示第121号（金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規定に基づく照明環境形成地域の指定及び当該地域ごとの照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び当該区域ごとの夜間景観形成基準について）の一部を次のように改正し、平成29年3月4日から効力を有するものとします。

平成29年3月3日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表2の項中「旭町3丁目、栗崎1丁目」を「朝霧台1丁目、朝霧台2丁目、旭町3丁目、栗崎町1丁目」

に改め、「木越3丁目」の次に「木曳野1丁目、木曳野2丁目、木曳野4丁目」を、「田上新町」の次に「田上本町1丁目、田上本町3丁目」を、「額谷2丁目」の次に「野田2丁目」を加え、「米泉3丁目」を「米泉町3丁目」に、「栗崎2丁目、栗崎3丁目、栗崎4丁目」を「栗崎町2丁目、栗崎町3丁目、栗崎町4丁目」に改め、「大友町」を削り、「北塚町」の次に「木曳野3丁目」を加え、「田上本町」を「田上さくら1丁目、田上さくら2丁目、田上さくら3丁目、田上の里1丁目、田上の里2丁目、田上本町、田上本町2丁目、田上本町4丁目」に改め、「額谷町」の次に「野田1丁目、野田3丁目、野田4丁目」を加え、「間明1丁目、間明2丁目」を「間明町1丁目、間明町2丁目」に改め、「大豆田本町」の次に「三池栄町」を加え、「米泉1丁目、米泉2丁目、米泉4丁目、米泉5丁目、米泉6丁目、米泉7丁目、米泉8丁目、米泉9丁目」を「米泉町1丁目、米泉町2丁目、米泉町4丁目、米泉町5丁目、米泉町6丁目、米泉町7丁目、米泉町8丁目、米泉町9丁目」に改め、同表4の項中「駅西本町6丁目」の次に「大友3丁目」を加え、「大野4丁目」を「大野町4丁目」に、「間明2丁目、間明町」を「間明町、間明町2丁目」に改め、「大豆田本町」の次に「三池栄町」を加え、同表5の項中「北間町」の次に「木曳野3丁目」を加え、同表6の項中「大友2丁目」の次に「大友3丁目」を加え、「田上本町、田上町」を「田上さくら1丁目、田上さくら2丁目、田上さくら3丁目、田上の里1丁目、田上の里2丁目、田上本町4丁目」に改め、「錦町」を削り、「額谷町」の次に「野田1丁目、野田3丁目、野田4丁目」を、「大豆田本町」の次に「三池栄町」を加え、同表7の項中「増泉4丁目」の次に「三池町」を加える。

第4項の表1の項中「卯辰町」の次に「大桑1丁目、大桑2丁目、大桑3丁目」を、「並びに」の次に「朝霧台1丁目、」を加え、「田上本町」を「田上さくら1丁目、田上さくら2丁目、田上さくら3丁目、田上の里1丁目、田上の里2丁目、田上本町、田上本町1丁目、田上本町2丁目、田上本町3丁目、田上本町4丁目」に改め、「額谷町」の次に「野田1丁目、野田2丁目、野田3丁目、野田4丁目」を加える。

●金沢市告示第73号

平成25年告示第101号（風致地区の種別ごとの区域を定めたことについて）の一部を次のように改正し、平成29年3月4日から効力を有するものとします。

平成29年3月3日

金沢市長 山 野 之 義

表第1種風致地区の項中「若松1丁目及び若松2丁目」を「若松町1丁目及び若松町2丁目」に改め、「南部丘陵風致地区のうち」を「南部丘陵風致地区のうち、大桑1丁目」に改め、「額谷町」の次に「野田1丁目、野田3丁目、野田4丁目」を加え、同表第2種風致地区の項中「高尾町」の次に「野田1丁目」を加え、同表第3種風致地区の項中「田上本町」を「田上本町3丁目」に改める。

●金沢市告示第74号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正し、平成29年3月4日から効力を有するものとします。

平成29年3月3日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

446	野田西公園	金沢市野田土地区画整理事業地内6街区1番地先
447	野田東公園	金沢市野田土地区画整理事業地内60街区1番地先

平成26年 4月21日		
平成26年 4月21日		

を

446	野田西公園	金沢市野田4丁目173番
447	野田東公園	金沢市野田2丁目120番

平成26年 4月21日	平成29年 3月4日	
平成26年 4月21日	平成29年 3月4日	

に、

456	野田南広場	金沢市野田土地区画整理事業地内48街区1番	平成28年 4月21日			を
456	野田南広場	金沢市野田1丁目45番	平成28年 4月21日	平成29年 3月4日		に

改め、第2項の表中

21	野田中央公園	金沢市野田土地区画整理事業地内32街区ほか地先	平成28年 4月21日			を
21	野田中央公園	金沢市野田1丁目176番	平成28年 4月21日	平成29年 3月4日		に

改める。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第3号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区）の一部を次のように改正し、平成29年3月4日から効力を有するものとします。

平成29年3月3日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表長坂台小学校の項中「野田町（中平ムを除く。）」の次に「、野田1丁目、野田2丁目、野田3丁目、野田4丁目」を加える。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

●金沢市選挙管理委員会告示第4号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正し、平成29年3月4日から効力を有するものとします。

平成29年3月3日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第5投票区の項中「野田町（中平ム、ナを除く。）」の次に「、野田1丁目、野田2丁目、野田3丁目、野田4丁目」を加える。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月3日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程
（金沢市水道給水条例施行細則の一部改正）

第1条 金沢市水道給水条例施行細則（昭和29年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「野田町」を「野田町 野田1丁目 野田2丁目 野田3丁目 野田4丁目」に改める。

（金沢市ガス供給に関する規程の一部改正）

第2条 金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「井、ノ」を「ノ」に改め、「並びに中尾山の部の県道別所・野町線の北側」を削り、「イ、ロ、ヘ」

を「へ」に、「ワ、カ、ヨ」を「ワ、ヨ」に改め、「並びに野田山の部の都市計画道路鈴見・新庄線の北側」を削り、「長坂町」を「野田1丁目 野田2丁目 野田3丁目 野田4丁目 長坂町」に改める。

附 則

この規程は、平成29年3月4日から施行する。

平成29年(2017年)3月3日 印刷
平成29年(2017年)3月3日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄